

【新型コロナ】日本入国時の新たな水際対策措置について

新型コロナウイルス感染症に関する日本の水際対策措置として、以下の事項が決定されていますので、お知らせいたします。詳しくは各リンク先をクリックしてご覧ください。

(1) 3月5日、水際対策措置にかかる新たな措置が決定されました。日本にご帰国等される場合は、十分にご留意いただき、最新の情報を入手されますようお願いいたします。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

【外務省ホームページ】

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C040.html

(2) 3月5日に決定された水際対策措置に関連して、厚生労働省は日本入国時の検査証明書の提出等に関する新たなお知らせを発表しました。

出国前検査証明書を所持していない場合、日本への上陸を認めない措置が講じられることになりました。

3月19日以降日本に入国するすべての方（日本人を含みます）にあっては、出国前72時間以内に検査を受けて検査証明書を取得し、日本入国時に提出する必要があります。検査証明書を所持していない場合は、出発国で航空機への搭乗を認められないこととなりますので、十分にご注意ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

また、検査証明書のフォーマットも改定されていますので、あわせて以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

【検査証明書のフォーマット（日本語版）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752504.docx>